
現代的教育ニーズ取組支援プログラム

Q & A

平成17年2月

文部科学省高等教育局
大学振興課大学改革推進室

【目次】

1．基本的事項

- Q 1 - 1 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の目的は何か。1
- Q 1 - 2 「特色ある大学教育支援プログラム」と「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の違いは何か。1

2．募集要件

- Q 2 - 1 募集の対象となる大学はどこか。1
- Q 2 - 2 申請する取組は、公募要領の別紙の「本テーマを設定する上で参考とした法律、審議会答申及び提言等」に記載されている取組内容でないといけないのか。1
- Q 2 - 3 4年制大学の場合、学科のみの取組について申請は可能か。1
- Q 2 - 4 大学院の取組は申請できるのか。1
- Q 2 - 5 専門職大学院の取組は対象とならないのか。2
- Q 2 - 6 通信教育部の取組も対象となるのか。2
- Q 2 - 7 現在、通信教育を開設していない大学等が、新たな通信教育の開設を踏まえた取組を申請することができるか。2
- Q 2 - 8 昨年度設置した学部取組も対象となるのか。2
- Q 2 - 9 他大学との再編・統合が決まっている大学からの申請は、どのようになるか。2
- Q 2 - 10 「複数の大学等での取組」とは、同一法人内の大学・短期大学の取組であっても差し支えないか。2
- Q 2 - 11 複数大学間の連携の取組を申請しようと考えているが、現時点で全ての大学の了解を得ていない場合、申請することは可能か。2
- Q 2 - 12 複数の大学・短期大学・高等専門学校で学長等を同一人物が兼任している場合、大学数をどのように数えるか。2
- Q 2 - 13 同一敷地内に大学と併設短期大学が設置され、同一のテーマで取組を行う場合、これを1件の申請とするべきかどうか。3
- Q 2 - 14 同一法人の複数の大学から申請する場合、法人の長からまとめて申請してもよいのか。3
- Q 2 - 15 以前実施していたが現在中断しており、この申請を機に再開し、今後に向けてさらに発展させたいと計画している取組も申請できるのか。3
- Q 2 - 16 同一人物が2つ以上の申請に係る取組担当者となることはできるのか。3

- Q 2 - 1 7 大学や短期大学・高等専門学校以外の機関・団体等と連携した取組を申請することは可能か。3
- Q 2 - 1 8 大学以外の組織が関わってくる取組の実施計画等を申請書に書くにあたって、そのような組織の了解というのはどういう形で取っておけばよいか。承諾書などを取っておく必要があるのか。例えば、自治体と連携した取組を行う場合、来年度までならば大丈夫でもそれ以降は分からないなどの場合、申請書にはどういった記述をすればよいか。3
- Q 2 - 1 9 大学院の取組について申請した場合、同一のテーマに対し同大学の学部の取組は申請できないのか。3
- Q 2 - 2 0 共同の取組に大学院大学が参加することは可能か。又専門職大学院は取組に参加できるか。3
- Q 2 - 2 1 複数の大学等と共同で行う取組を、主となる大学とならず申請する場合、加えて単独で同一のテーマに申請することは可能か。4
- Q 2 - 2 2 異なるテーマに単独で2件申請しようと考えているが、これ以外に複数の大学等で行う共同の取組に、主となる大学でない形で参加する場合、1件とカウントされるのか。4
- Q 2 - 2 3 平成16年度に選定された大学は、平成17年度も申請できるのか。4
- Q 2 - 2 4 既に実施している取組は申請可能か。また、複数大学との連携による生涯学習教育（単位互換も含む。）の取組はどのテーマに申請するべきか。4
- Q 2 - 2 5 補助金による財政支援を必要としない取組を申請しても構わないか。4
- Q 2 - 2 6 「特色ある大学教育支援プログラム」と「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の両方に同一の取組を申請することはできるか。4
- Q 2 - 2 7 特色GPの取組担当者と現代GPの取組担当者が同一人物であってもよいか。 ...4
- 3 . 審査・評価**
- Q 3 - 1 審査はどこで行われるのか。5
- Q 3 - 2 審査はどのような手順で行われるのか。5
- Q 3 - 3 審査は各テーマ毎に行われるのか。5
- Q 3 - 4 2つのテーマにまたがるような取組を1つに決めて申請した場合、複合的なテーマである旨はどこに記述すればいいか。5
- Q 3 - 5 テーマを独自に設定することはできるか。5
- Q 3 - 6 申請後、テーマの変更をすることは可能か。5
- Q 3 - 7 短期大学や高等専門学校が大学と同じ部会で審査されるのは、不利になるのではないか。5

- Q 3 - 8 選定件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学・短期大学・高等専門学校の選定件数の割合はどうか。6
- Q 3 - 9 ペーパーレフェリーの氏名は公表されるのか。6
- Q 3 - 10 選定の過程において、面接審査等は全てのテーマで実施されるのか。6
- Q 3 - 11 審査の経過は公表しないとのことだが、選定された理由や選定されなかった理由を知ることはできないか。6
- Q 3 - 12 審査方針における留意点は全て満たさないと申請できないのか。6
- Q 3 - 13 4年制大学の場合、学内のA学部甲学科とB学部乙学科での取組は対象とならないのか。6
- Q 3 - 14 他大学と連携して行う取組は、国内だけでなく海外の大学も含まれるのか。6

4 . 申請書等

- Q 4 - 1 誰から申請書を提出するのか。7
- Q 4 - 2 複数の大学等での取組を申請する場合、誰から申請書を提出するのか。7
- Q 4 - 3 文字の大きさは任意か。7
- Q 4 - 4 申請に当たって図表等を利用することは可能か。7
- Q 4 - 5 図表を用いた場合でも文字は11ポイントとするべきか。7
- Q 4 - 6 様式の改変はできないのか。7
- Q 4 - 7 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。7
- Q 4 - 8 (様式5)で記載する以外に参考資料は添付できないのか。7
- Q 4 - 9 複数の大学・短期大学が共同で行う取組の申請について、主となる1つの大学と、事務局が異なってもかまわないのか。7
- Q 4 - 10 取組担当者は1名のみ記載すべきか。8
- Q 4 - 11 取組担当者が副学長の場合、所属部局はどうするか。8
- Q 4 - 12 取組担当者欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。また、法人職員が面接審査等に参加してもよいか。8
- Q 4 - 13 様式2の「大学・短期大学・高等専門学校の規模」について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要はあるのか(別紙に記入することは可能か)。8

- Q 4 - 1 4 様式 2 「大学・短期大学・高等専門学校規模」について、大学院の博士前期課程・後期課程は別にして記入するのか。8
- Q 4 - 1 5 様式 3 は、たとえば、1 つの項目を 0.5 ページ分記入し、残りの 0.5 ページ分を他の項目にまわして記入することは可能か。8
- Q 4 - 1 6 様式 3 「(4) 教育の社会的効果等」に記載する効果等は、必ず数値データ等定量的指標で示す必要があるか。8
- Q 4 - 1 7 申請書の「取組単位」の記述については、例えば学部と大学院研究科の共同取組である場合は、学部及び研究科と記載してよいか。8
- Q 4 - 1 8 「取組名称」は 2 0 字以内とあるが、全角・半角の取扱はどうなるのか。9
- Q 4 - 1 9 「取組名称」の副題に字数制限はあるか。9
- Q 4 - 2 0 専任教員数の合計は実人数か、延べ人数か。9
- Q 4 - 2 1 申請書は必ずのりづけで作成する必要があるのか。9
- Q 4 - 2 2 例えば A と B の 2 つのテーマに申請する場合、A の申請書を綴ったパイプ式ファイルに、書類を綴る余裕がある場合、B の申請書を続けて綴っても構わないか。9
- Q 4 - 2 3 様式 6 「4 事業に係る経費」はどのように記載したらよいか。9
- Q 4 - 2 4 申請書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。9
- Q 4 - 2 5 取組担当者が非常勤の教職員でも構わないか。9
- Q 4 - 2 6 (様式 2) 「(3) 事業実施期間中の組織改編等の予定」について、まだ予定していない組織改組等はどのように記載したらよいか。10
- Q 4 - 2 7 (様式 4) 「取組の実施計画等について」は、年次計画は図表化した方がよいか、文章で表現した方がよいか。10
- Q 4 - 2 8 (様式 6) 「4 事業にかかる経費」の(2) 事業全体に係る申請予定額の欄が、平成 1 7 年度から平成 2 0 年度までであるが、財政支援期間が 3 年間の場合はどのように記載するのか。10
- Q 4 - 2 9 来年度改組を予定しているが、それを踏まえた取組を申請してもよいか。10

5 . 面接審査等

- Q 5 - 1 面接審査等の日程は決まっているのか。学長及び申請担当者の出席は不可欠か。 ...10
- Q 5 - 2 面接審査等の連絡は、どのように行われるのか。10
- Q 5 - 3 面接審査等の出席者の指定はあるのか。また、持ち時間はどのくらいか。説明資料はどのようなものを使用することが可能か。10

6. 補助金関係

- Q 6 - 1 選定された取組は、何年間財政支援を受けることができるのか。また、一件あたりの補助金額はどのくらいか。11
- Q 6 - 2 大学院研究科の取組が選定された場合、何年間財政支援を受けることができるのか。11
- Q 6 - 3 他の補助金などによる経費措置を受けている取組で申請することは可能か。11
- Q 6 - 4 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により補助を受ける場合でも、補助金から財政支援を受けることは可能か。11
- Q 6 - 5 16年度「特色ある大学教育支援プログラム」で選定されたものと同一の取組を17年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に申請して、経費支援を受けることはできるか。11
- Q 6 - 6 選定された取組の実施期間中に、当初（申請時に）予定していなかった組織改編等を行った場合、補助金の受給は継続されるのか。11

7. 公表等

- Q 7 - 1 申請締切後、「取組名称」も公表されるのか。12
- Q 7 - 2 平成17年度は、フォーラムの開催や事例集の発行などを予定しているのか。また、いつ頃実施されるのか12
- Q 7 - 3 本プログラム選定委員会において、今後、選定した大学等の取組の状況調査を行うとのことだが、いつ頃、どのように行うのか。また、本調査は、大学の評価を行うためのものか。12

8. その他

- Q 8 - 1 申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればよいのか。12
- Q 8 - 2 事前相談を行うことは可能か。12
- Q 8 - 3 次年度以降の公募時期はどういう予定か。12
- Q 8 - 4 現代GPで設定されている6つのテーマは、来年度も実施するのか。13
- Q 8 - 5 グッド・プラクティス（GP）とは、どういう意味なのか。13

9. テーマ別

（地域活性化への貢献（地元密着型）・（広域展開型）共通事項）

- Q 9 - 1 現在大学で計画している取組があるが、それは「地域活性化への貢献（地元密着型）」と「地域活性化への貢献（広域展開型）」の二つのテーマに関わってくると考えるが、そういったことを申請する場合はどうしたらよいか。また、取組の中には、市町村から補助金が交付されているものもあるが、その場合の対応はどうすればよいか。13
- Q 9 - 2 「地域活性化への貢献（地元密着型）又は（広域展開型）」について、外部の機関等との連携はどのように記載したらよいか。外部の機関等から証明書を聴取する必要があるのか。13

Q 9 - 3 「地域活性化への貢献（地元密着型）又は（広域展開型）」に申請する場合、社会人が対象に含まれているのだが、申請可能か。14

Q 9 - 4 「地域活性化への貢献（地元密着型）又は（広域展開型）」について、この取組に関連する小学校、中学校、高等学校にネットワークを構築するため、当該学校に物品を置くことは可能か。14

（仕事で英語が使える日本人の育成）

Q 9 - 5 「仕事で英語が使える日本人の育成」へ大学院大学が、申請することは可能か。 ...14

Q 9 - 6 公募要領に「専門職業テーマに基づく新しい方法による英語教育の展開」とあるが、「専門職業テーマ」とは具体的には何を指しているのか。14

（人材交流による産学連携教育）

Q 9 - 7 インターンシップについて他の経費措置を受けているが、仮にそれに関連した取組が選定された場合、そのときは補助金の申請はどうすればよいのか。14

Q 9 - 8 「人材交流による産学連携教育」において、例えば、企業や行政機関の産学連携先の承諾書を申請書に添付する必要はあるか。14

Q 9 - 9 「人材交流による産学連携教育」において、「インターンシップ」の定義として、教員や医師・薬剤師等の専門職業人教育を行っている大学・学部が実施する学校や病院等での教育実習・臨床実習等を発展・高度化させた取組についても対象となるのでしょうか。15

Q 9 - 10 「人材交流による産学連携教育」において、「インターンシップ」と「インターンシップ以外の産学連携教育を組み合わせても良いか。15

Q 9 - 11 「人材交流による産学連携教育」において、連携先の中には NPO 法人は含まれるのか。15

Q 9 - 12 「人材交流による産学連携教育」の「申請の条件等」には、「学生や企業に対し組織として対応しうる体制整備」とあるが、どういう意味か。15

Q 9 - 13 「人材交流による産学連携教育」の「趣旨・目的」には、「学部等を中心に行うインターンシップ」とあるが、対象は何か。15

（ニーズに基づく人材育成を目指したe-Learning Programの開発）

Q 9 - 14 e-Learning における申請の条件等において、「インターネット」と指定されているが、衛星通信や電話回線（ISDN等）を利用したインターネット以外での取組は対象とされないのか。15

Q 9 - 15 e-Learning における申請の条件等において、「成果物については、サーバーに蓄積し、オンデマンドで提供できるよう権利処理を確立して行うことを前提とする。」となっているが、どういうことを求めているのか。16

Q 9 - 16 e-Learning における申請の条件等において、「成果物であるコンテンツは文部科学省が一般公開を前提として、利用許諾を受ける権利を有することとする。」とのことであるが、どのような目的のためなのか。また、文部科学省のホームページから一般公開するのか。16

- Q 9 - 1 7 e-Learning における申請の条件等において、「なお、選定機関に対しては、その必要に応じ、独立行政法人メディア教育開発センターの各種支援機能を通じたサポートを実施する。」とのことであるが、どのようなサポートを行うのか。16
- Q 9 - 1 8 本補助事業の成果物としてのコンテンツは、文部科学省が利用許諾を受け、原則無料で一般公開するとのことであるが、自大学等が開発したコンテンツを利用して、自大学等の学生が単位を修得する場合に、授業料等を徴収することは可能なのか。 ...16
- Q 9 - 1 9 e-Learning における申請の条件等において、「メタデータ情報を付加する」とはどのようなことを意味しているのか。17
- Q 9 - 2 0 市販の英語学習プログラムソフトを利用した教育を計画しているが、申請できるか。17
- Q 9 - 2 1 申請時点では、著作権処理をどこまで処置すればいいのか。
また、この著作権契約は、教材に含まれる著作物についての契約か、あるいは今回の公募にて作成する教材そのものの著作権についての契約か、どちら(あるいは両方)を意味するのか。18
- Q 9 - 2 2 利用許諾について
コンテンツの利用許諾契約は、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」の第二十五条に基づいて、大学が有償にて、学生に提供をしてもよいか。
本事業で制作したコンテンツは、すべて利用許諾契約が必要か。
本事業で利用する汎用的なアプリケーションは、利用許諾の適用外か。また、本事業のためにアプリケーションをカスタマイズした場合も、適用外か。 ...18
- Q 9 - 2 3 e-Learning における申請条件等において、「人材育成を促進するために、恒常的に実施する必要がある重要な取組であって、正規の教育課程にはなりにくい取組を申請する場合」とあるが、どのようなものを対象とするのか。18
- Q 9 - 2 4 申請書類の(様式3)及び(様式4)に記述する内容として特に注意すべき点は何か。19
- Q 9 - 2 5 本補助金で e-Learning を実施するために必要な設備の整備を中心に行ってもよいか。19

1 . 基本的事項

Q 1 - 1 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の目的は何か。

A . 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」とは、各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学等から申請された取組の中から、特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定し、財政支援を行うことで、高等教育の更なる活性化が促進されることを目的としています。

Q 1 - 2 「特色ある大学教育支援プログラム」と「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の違いは何か。

A . 「特色ある大学教育支援プログラム」は、大学教育の改善に資する種々の取組のうち、今日まで継続的に実施し、実績を挙げている取組を対象としておりますが、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、各大学等がテーマの趣旨・目的に沿って確実な計画のもとに新たな大学教育改革を図ろうとしているもので、我が国の大学教育改革に資する取組を対象としています。

2 . 募集要件

Q 2 - 1 募集の対象となる大学はどこか。

A . 現在設置されている大学、短期大学、高等専門学校であれば申請できますが、現在、学生の募集を停止している大学等は申請することができません。また、現在、学生の募集を停止している学部等の取組も申請できません。

なお、各テーマ毎に対象が異なりますので、公募要領を参照の上、申請してください。

Q 2 - 2 申請する取組は、公募要領の別紙の「本テーマを設定する上で参考とした法律、審議会答申及び提言等」に記載されている取組内容でないといけないのか。

A . 公募要領の別紙に記載されている法律等は、本プログラムのテーマを設定する上で、参考としたものです。申請にあたっては、テーマの趣旨・目的に沿って自由な発想による教育プロジェクト（取組）を申請してください。

Q 2 - 3 4年制大学の場合、学科のみの取組について申請は可能か。

A . 募集の対象は、各テーマ毎に異なりますが、4年制大学の場合は、最低でも学部の組織を単位とした取組が対象となりますので、詳細は公募要領を参照してください。

Q 2 - 4 大学院の取組は申請できるのか。

A . 大学院研究科単独の取組（大学院大学の取組を含む）は、今年度は「知的財産関連教育の推進」、「仕事で英語が使える日本人の育成」のテーマで対象とします。

学部・大学院連携の取組であって、学部教育に重点をおく取組であれば各テーマに申請することができます。

なお、大学院の教員が本プログラムの取組に参加することは可能です。（ただし、取組担当者となることは不可。）

Q 2 - 5 専門職大学院の取組は対象とならないのか。

- A . 専門職大学院の取組は、今年度は対象としていません。別途「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」を実施しますので、そちらに申請してください。
なお、専門職大学院の教員が、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の取組に参加することは可能です。(ただし、取組担当者となることは不可。)

Q 2 - 6 通信教育部の取組も対象となるのか。

- A . 対象となりますが、あくまで「各大学等から原則 1 件(ただし、今年度は最大 2 件)」という要件の範囲内で申請していただくこととなります。

Q 2 - 7 現在、通信教育を開設していない大学等が、新たな通信教育の開設を踏まえた取組を申請することができるか。

- A . 申請することは可能です。
ただし、申請書(様式 2)の「事業の実施期間中の組織改編等の予定」の欄に、組織改編等の内容を明確に記入してください。
なお、申請した取組が選定され補助金の交付を受けたのち、予定していた組織改変等の変更により、補助事業の目的・内容が変更等した場合、当該補助事業に係る交付決定の全部又は一部の取消(補助金の返還)なども想定されるので、申請するときはこのことに十分配慮してください。

Q 2 - 8 昨年度設置した学部取組も対象となるのか。

- A . 対象となります。

Q 2 - 9 他大学との再編・統合が決まっている大学からの申請は、どのようになるか。

- A . 現在設置されている大学であれば、将来的に他大学との再編・統合が決まっている大学であっても、それぞれの大学・短期大学・高等専門学校から申請できます。

Q 2 - 10 「複数の大学等での取組」とは、同一法人内の大学・短期大学・高等専門学校の取組であっても差し支えないか。

- A . 差し支えありません。

Q 2 - 11 複数大学間の連携の取組を申請しようと考えているが、現時点で全ての大学の了解を得ていない場合、申請することは可能か。

- A . このような取組を申請する場合、相手方の了解を得ていることが前提となります。

Q 2 - 12 複数の大学・短期大学・高等専門学校の学長等を同一人物が兼任している場合、大学数をどのように数えるか。

- A . それぞれ 1 大学等として数えます。

Q 2 - 1 3 同一敷地内に大学と併設短期大学が設置され、同一のテーマで取組を行う場合、これを1件の申請とするべきかどうか。

A . 共同で実施するものは、共同の取組として連名で申請していただき、それぞれが独立して実施するものは、それぞれの大学・短期大学から申請してください。

Q 2 - 1 4 同一法人の複数の大学から申請する場合、法人の長からまとめて申請してもよいか。

A . 同一法人の複数の大学から申請する場合も、それぞれの大学の学長から申請してください。

Q 2 - 1 5 以前実施していたが現在中断しており、この申請を機に再開し、今後に向けてさらに発展させたいと計画している取組も申請できるのか。

A . 差し支えありません。

Q 2 - 1 6 同一人物が2つ以上の申請に係る取組担当者となることはできるのか。

A . 同一人物が2つ以上の申請に係る取組担当者となることはできません。

Q 2 - 1 7 大学・短期大学・高等専門学校以外の機関・団体等と連携した取組を申請することは可能か。

A . 可能ですが、本プログラムは大学・短期大学・高等専門学校を対象としているため、申請の名義は大学・短期大学・高等専門学校等となります（例えば1大学と企業の共同事業は、1大学の単独の取組としての申請となります）。

Q 2 - 1 8 大学以外の組織が関わってくる取組の実施計画等を申請書に書くにあたって、そのような組織の了解というのはどういう形で取っておけばよいか。承諾書などを取っておく必要があるのか。例えば、自治体と連携した取組を行う場合、来年度までならば大丈夫でもそれ以降は分からないなどの場合、申請書にはこういった記述をすればよいか。

A . このような取組を申請する場合、相手方の了解を得ていることが前提となりますが、どのように了解を得るかは大学等で判断してください。仮に承諾書を徴収した場合であっても、申請書に添付していただく必要はありません。

Q 2 - 1 9 大学院の取組について申請した場合、同一のテーマに対し同大学の学部の取組は申請できないのか。

A . 同じテーマに申請することはできません。

Q 2 - 2 0 共同の取組に大学院大学が参加することは可能か。又専門職大学院は取組に参加できるか。

A . 大学院大学が共同の取組に主となる1つの大学でない形で参加することは可能です。専門職大学院は共同の取組であっても参加することはできません。

Q 2 - 2 1 複数の大学等と共同で行う取組を、主となる大学等とならず申請する場合、加えて単独で同一のテーマに申請することは可能か。

A . 申請にあたっては、単独での取組、複数の大学等での取組の別は問いませんが、同一のテーマに2件申請することはできません。(複数の大学等での取組の申請の際に、「主となる1つの大学等」にならない場合も1件とカウントします。)

Q 2 - 2 2 異なるテーマに単独で2件申請しようと考えているが、これ以外に複数の大学等で行う共同の取組に、主となる大学でない形で参加する場合、1件とカウントされるのか。

A . 本件の場合、1件とカウントされますので、参加することはできません。このような要件違反をした場合、原則として他の申請取組も含めて審査の対象から除外されることとなりますので、十分注意してください。

Q 2 - 2 3 平成16年度に選定された大学は、平成17年度も申請できるのか。

A . 平成16年度に選定されたものと異なる取組であれば、平成17年度も申請することができます。また、平成16年度に選定されなかった取組について、充実発展を図り平成17年度に再度申請することも可能です。

Q 2 - 2 4 既に実施している取組は申請可能か。また、複数大学との連携による生涯学習教育(単位互換も含む。)の取組は、どのテーマに申請するべきか。

A . 可能ですが、例えば、「既存のものではあるが、現在の教育方法と比較して効率の格段の向上や新たな付加価値の創出において大きく貢献する内容となっているか、又は、既存の教育方法の組み合わせによる取組の場合、新しい教育プログラムの開発に結びつくものとなっているか」等の審査方針に適合しているかなど、申請する際は留意してください。

また、取組をどのテーマに申請するかは、その取組の内容、目的等と各テーマの趣旨・目的と照らし合わせ、最も相応しいテーマに申請してください。

Q 2 - 2 5 補助金による財政支援を必要としない取組を申請しても構わないか。

A . 構いません。なお、この場合においても、申請に際しては、取組の事業規模、実現可能性等を審査するため、申請書の様式6(事業に係る経費)を提出していただきます。

Q 2 - 2 6 「特色ある大学教育支援プログラム」と「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の両方に同一の取組を申請することはできるか。

A . 「特色ある大学教育支援プログラム」及び「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」のそれぞれの事業の目的・要件にあえば申請していただくことは可能です。ただし、両プログラムで取組が選定された場合、重複して補助を受けることはできません。

なお、申請にあたっては、各プログラムの趣旨・目的等に合致しているかどうか十分検討した上で申請することが望まれます。

Q 2 - 2 7 特色GPの取組担当者と現代GPの取組担当者が同一人物であってもよいのか。

A . 各プログラムの趣旨・目的を踏まえ、適切な者を取組担当者としてください。

3 . 審査・評価

Q 3 - 1 審査はどこで行われるのか。

A . 大学等から申請された取組については、専門家や有識者等により構成される「現代的教育ニーズ取組選定委員会」において公正に審査を行い、各テーマの趣旨・目的に沿った特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定することとなります。

Q 3 - 2 審査はどのような手順で行われるのか。

A . 現代的教育ニーズ取組支援プログラムの審査は、以下の手順で行われます。

（審査要項2ページを参照のこと）

各部会で選定候補を決定

（書面・合議審査（ペーパーレフェリー）の意見を参考とする）、面接審査又は実地審査（以下「面接審査等」という。（各部会が必要と判断した部会））

総合評価部会が全体的調整

「現代的教育ニーズ取組選定委員会」が選定する取組を決定

Q 3 - 3 審査は各テーマ毎に行われるのか。

A . テーマに対応した部会を設けて、審査を行うこととしています。

Q 3 - 4 2つのテーマにまたがるような取組を1つに決めて申請した場合、複合的なテーマである旨はどこに記述すればいいか。

A . 複合的なテーマに該当する取組であっても、1つに決めて申請したテーマの部会で審査されることとなりますので、必ずしも記述する必要はありませんが、適宜、内容に盛り込んでいただいで結構です。

Q 3 - 5 テーマを独自に設定することはできるか。

A . できません。公募要領で示した6テーマの中から選んで申請してください。

Q 3 - 6 申請後、テーマの変更をすることは可能か。

A . できません。

Q 3 - 7 短期大学や高等専門学校が大学と同じ部会で審査されるのは、不利になるのでしょうか。

A . 審査においては、各テーマの趣旨・目的に照らし、大学・短期大学・高等専門学校として優れた取組かどうかを審査するため、短期大学や高等専門学校の取組が大学と比べて不利になるということはありません。

Q3 - 8 選定件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学・短期大学・高等専門学校を選定件数の割合はどうか。

A . 選定件数は、全体として申請件数の2割以内又は60～70件程度としていますが、申請の状況等により調整を行うことがあります。また、審査・選定ともに、国公私を通じて行われるため、その割合を決めて選定するものではありません（国公私毎に選考するものではありません）。

また、大学・短期大学・高等専門学校の審査、選定についても同様です。

Q3 - 9 ペーパーレフェリーの氏名は公表されるのか。

A . ペーパーレフェリーの氏名等は公表しません。

Q3 - 10 選定の過程において、面接審査等は全てのテーマで実施されるのか。

A . 面接審査等については、審査の過程で、各部会が必要と判断した場合申請書をもとに質疑応答を中心とした面接審査等が行われる場合があります。

なお、面接審査等の対象となった大学には、7月中旬頃（予定）に選定委員会よりその旨の案内を事務担当者に連絡することとします。各事務担当者については、申請書に必ず連絡のつく連絡先を記載するようにしてください。連絡のつかない場合、面接審査等の対象外となる場合があります。

Q3 - 11 審査の経過は公表しないとのことだが、選定された理由や選定されなかった理由を知ることはできないか。

A . 選定された理由及び選定されなかった理由については、申請していただいた各大学等の長あてに個別に通知する予定です。

なお、選定された取組については、その理由を含め文部科学省のホームページ等で公表する予定です。

Q3 - 12 審査方針における留意点は全て満たさないと申請できないのか。

A . そうではありません。事項によって、「総合的に優れたものであること」や「いずれの事項においても優れたものであること」など方針が決められているので、審査要項を参照の上申請してください。

Q3 - 13 4年制大学の場合、学内のA学部甲学科とB学部乙学科での取組は対象とならないのか。

A . 募集の対象は各テーマ毎に異なりますが、4年制大学の場合、最低でも学部の組織を単位とした取組が対象となります。従って、甲学科や乙学科の教員や学生が取組の中心となっても、その学部として取組体制等が取られている場合は対象となります。本取組がこのような要件を満たしている場合、A学部及びB学部の取組として申請していただいて結構です。

Q3 - 14 他大学と連携して行う取組は、国内だけでなく海外の大学も含まれるのか。

A . 外国の大学がそのプログラムに参加することはできますが、申請者（主となる大学とならない場合も含む。）や補助事業者となることはできません。

4 . 申請書等

Q 4 - 1 誰から申請書を提出するのか。

A . 各大学等の長から申請していただきます。詳細については、公募要領を参照してください。

Q 4 - 2 複数の大学等での取組を申請する場合、誰から申請書を提出するのか。

A . 主となる1つの大学等の長が代表して申請してください。この場合、取組担当者及び事務担当者は、主となる1つの大学等の教職員でなければなりません。

Q 4 - 3 文字の大きさは任意か。

A . 申請書は、原則として、以下の書式に合わせて作成してください。(申請書作成・記入要領参照。)

判の大きさ	: A 4 判縦型	1 ページあたり行数	: 4 0 行
文字の大きさ	: 1 1 ポイント	文字方向	: 横書き
1 行あたり文字数	: 4 0 字	フォント	: 明朝体 (M S 明朝等)

Q 4 - 4 申請に当たって図表等を利用することは可能か。

A . (様式 3) については、枚数制限の範囲内で図表や写真等を適宜組み入れても構いません。

Q 4 - 5 図表を用いた場合でも文字は 1 1 ポイントとするべきか。

A . 図表中の文字の大きさの制限は特にありませんが、見やすさを考慮してください。

Q 4 - 6 様式の改変はできないのか。

A . 指定した様式で記載してください。項目の順番入れ替え等は認められません。
(様式 3) は、5 つの項目について、合計で 6 ページ以内で記述してください。)

Q 4 - 7 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A . 差し支えありません。

Q 4 - 8 (様式 5) で記載する以外に参考資料は添付できないのか。

A . 参考資料は絶対に添付しないでください。添付されても審査の対象となる資料からは除外します。

Q 4 - 9 複数の大学・短期大学が共同で行う取組の申請について、主となる1つの大学と、事務局が異なってもかまわないのか。

A . このような取扱いは認められません。この場合、取組担当者及び事務担当者は、主となる1つの大学等の教職員でなければなりません。

Q 4 - 1 0 取組担当者は1名のみ記載すべきか。

A . 申請書に記載する取組担当者とは、その取組を実施するにあたっての責任者となりますので、1名に限ります。

Q 4 - 1 1 取組担当者が副学長の場合、所属部局はどうするか。

A . 副学長と記載するか、所属学部等を記載するかは大学の御判断でお願いします。

Q 4 - 1 2 取組担当者欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。また、法人職員が面接審査等に参加してもよいか。

A . 取組担当者は、申請する取組を実施する責任者となりますので大学の教職員に限りますが、面接審査等については、大学の教職員ではない法人職員が参加しても構いません。必要に応じて学生等に参加させることも可能です。
ただし、面接審査等に参加できる総人数は5名以内です。

Q 4 - 1 3 様式2の「大学・短期大学・高等専門学校の規模」について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要はあるのか（別紙に記入することは可能か）。

A . 様式2は、複数ページにまたがっても構いません。その際、別紙にまとめて記入することはできません。

Q 4 - 1 4 様式2「大学・短期大学・高等専門学校の規模」について、大学院の博士前期課程・後期課程は別にして記入するのか。

A . 別々に記入してください。

Q 4 - 1 5 様式3は、たとえば、1つの項目を0.5ページ分記入し、残りの0.5ページ分を他の項目にまわして記入することは可能か。

A . 可能です。様式3は、5つの項目について、6ページ以内で記述していただきますが、項目毎に改ページをする必要はありません。

Q 4 - 1 6 様式3「(4)教育の社会的効果等」に記載する効果等は、必ず数値データ等定量的指標で示す必要があるか。

A . 教育効果は様々な形で現れるものであり、全てを数値データ等で示すことは困難ですが、「(4)教育の社会的効果等」に記載した効果について、客観的に提示できる定量的指標等がある場合、(様式5)の「データ、資料等」に記述してください。

Q 4 - 1 7 申請書の「取組単位」の記述については、例えば学部と大学院研究科の共同取組である場合は、学部及び研究科と記載してよいか。

A . 差し支えありません。

Q 4 - 1 8 「取組名称」は20字以内とあるが、全角・半角の取扱はどうなるのか。

A . 「取組名称」は、必ず全角20字以内で記入してください(半角文字は認めません)。

Q 4 - 1 9 「取組名称」の副題に字数制限はあるか。

A . 特にありませんが、簡潔でわかりやすいものにしてください。ただし、「取組名称」は、必ず全角20字以内で記入してください(半角文字は認めません)。

Q 4 - 2 0 専任教員数の合計は実人数か、延べ人数か。

A . 実人数を記入してください。

Q 4 - 2 1 申請書は必ずのりづけで作成する必要があるのか。

A . 申請書左横をのりづけ又は2カ所をステイプル止めの上、製本テープで製本し見開きの体裁にするとともに、2穴を開けてください。のりづけの際は市販のテープのりを利用されると便利です。

60部の申請書は、パイプ式ファイル80mmにまとめて綴じて提出してください。分冊になっても構いませんが、極力冊数をおさえてください。パイプ式ファイル背表紙の作成例は、申請書作成・記入要領の別紙1を参照してください。

なお、提出していただいたファイルは返却いたしませんのであらかじめ御承知おきください。

Q 4 - 2 2 例えばAとBの2つのテーマに申請する場合、Aの申請書を綴ったパイプ式ファイルに、書類を綴る余裕がある場合、Bの申請書を続けて綴っても構わないか。

A . このようなことは絶対に行わないでください。事務手続き上の混同を避けるため、2つのテーマの申請書を同じパイプ式ファイルに綴じて提出することはできません。仮にこのような提出をした場合、申請要件の不備(60部提出)により審査の対象とされないこともありますので、十分注意してください。

また、申請書の郵送の際の梱包はできる限り簡易にしてください。

Q 4 - 2 3 様式6「4 事業に係る経費」はどのように記載したらよいのか。

A . 事業にかかる経費は、文部科学省ホームページに掲載している本補助金にかかる「交付要綱」、「取扱要領」の内容を踏まえ、別紙1の記入例を参考に記載してください。

Q 4 - 2 4 申請書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。

A . 提出された申請書については、差替や訂正は認められません。

Q 4 - 2 5 取組担当者が非常勤の教職員でも構わないか。

A . 「取組担当者」とは、申請する取組において中心的役割を果たしている方で、申請書の内容について責任をもって対応できる方を指します。申請にあたっては、各大学等において、このような趣旨を十分ご検討の上記載してください。

Q 4 - 2 6 (様式 2)「(3) 事業実施期間中の組織改編等の予定」について、まだ予定していない組織改組等はどのように記載したらよいのか。

A . 明確に決まってないものは記載していただく必要はありません。

Q 4 - 2 7 (様式 4)「取組の実実施計画等について」は、年次計画は図表化した方がよいのか、文章で表現した方がよいのか。

A . どちらでも結構ですが、より明確かつ具体的に表現できるよう各大学等で工夫してください。

Q 4 - 2 8 (様式 6)「4 事業にかかる経費」の(2)事業全体に係る申請予定額の欄が、平成 17 年度から平成 20 年度までであるが、財政支援期間が 3 年間の場合はどのように記載するのか。

A . 17 年度から平成 19 年度まで記載していただければ結構です。

Q 4 - 2 9 来年度改組を予定しているが、それを踏まえた取組を申請してもよいのか。

A . 構いませんが、申請にあたっては、現在設置されている学部等における取組を申請していただくこととなり、来年度改組する学部等の取組を申請することはできません。組織改編等の予定がある場合、様式 2 の「事業の実実施期間中の組織改編等の予定」にその内容を記載してください。

5 . 面接審査等

Q 5 - 1 面接審査等の日程は決まっているのか。学長及び申請担当者の出席は不可欠か。

A . 面接審査等の日程は、7 月中旬頃(予定) 面接審査等の対象となった大学・短期大学に対しては、選定委員会から申請書に記載された事務担当者に対して、御連絡いたしますので事務担当者の連絡先は(休暇の如何を問わず)必ず連絡のつく連絡先を記載してください(連絡先 TEL 番号が複数になっても構いません)。

なお、面接に対応していただく方は、原則として申請書に記載した取組担当者の方となります。仮に出席が困難な場合、申請書について責任をもって説明できる方で対応していただければ結構です。

Q 5 - 2 面接審査等の連絡は、どのように行われるのか。

A . 面接審査等を行う日時の連絡は、事務担当者に対して電話又は F A X 等で連絡する予定ですので、(休暇の如何を問わず)必ず連絡の取れる体制をお願いします。連絡のつかない場合、面接審査等の対象外となることもありますのでご注意ください。

Q 5 - 3 面接審査等の出席者の指定はあるのか。また、持ち時間はどのくらいか。説明資料はどのようなものを使用することが可能か。

A . 取組担当者等、申請書について責任をもって説明できる方に御出席いただきます。詳細は、別途通知しますが、平成 17 年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」面接審査等実施要項も参照してください。

6 . 補助金関係

Q 6 - 1 選定された取組は、何年間財政支援を受けることができるのか。また、一件あたりの補助金額はどのくらいか。

A . 各テーマ毎に財政支援期間及び事業規模が異なるため、公募要領を参照してください。

Q 6 - 2 大学院研究科の取組が選定された場合、何年間財政支援を受けることができるのか。

A . 大学院研究科の取組を申請できるテーマによって、財政支援期間は異なります。各テーマの財政支援期間の範囲内で行うこととなります。

例えば、大学院研究科の取組が選定された場合の財政支援期間は、「知的財産関連教育の推進」は2～4年間、「仕事で英語が使える日本人の育成」は2～4年間となります。

Q 6 - 3 他の補助金等による経費措置を受けている取組で申請することは可能か。

A . 財政支援を受けることはできませんが、申請は可能です。申請される場合は、(様式6)の(3)の経費措置の状況に他の補助金等によりを受けている経費措置の内容を具体的に記載するとともに(1)平成17年度の事業に係る申請経費と表の間に例えば「補助金にて経費措置済み」等の記載をしてください。

また大学改革推進等補助金による経費措置を必要としない場合でも事業規模、財政支援期間の範囲内での取組で申請してください。

Q 6 - 4 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により補助を受ける場合でも、本補助金から財政支援を受けることは可能か。

A . 選定された取組が、他のプログラム又は補助金等により補助される場合は、本補助金から財政支援を受けることはできません。

Q 6 - 5 16年度「特色ある大学教育支援プログラム」で選定されたものと同じの取組を17年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に申請して、経費支援を受けることはできるか。

A . いずれかのプログラムで補助期間中の取組については、他のプログラムへの申請は認めないこととしております。補助期間終了後の取組について申請いただくことは差し支えありません。

Q 6 - 6 選定された取組の実施期間中に、当初(申請時に)予定していなかった組織改編等を行った場合、補助金の受給は継続されるのか。

A . 当初予定していなかった組織改編等を行うことで、補助事業の内容及び経費区分ごとに配分された額が変更されるときは、変更承認申請書を文部科学大臣に提出してください。詳細は、補助金の交付要綱及び取扱要領を参照してください。

また、当初予定していなかった組織改編等を行うことで補助事業の目的が変更してしまう場合、当該補助事業に係る交付決定の全部又は一部の取消(補助金の返還)なども想定されるので、当該補助事業の実施においては十分留意してください。

7. 公表等

Q7 - 1 申請締切後、「取組名称」も公表されるのか。

A. 申請締切後に公表されるのは、テーマ毎に、申請した大学・短期大学・高等専門学校名となります。

なお、各大学等においては、申請いただいた取組の選定如何に関わらず、各大学等のHP等に取組の内容等を掲載するなど、積極的な情報発信をされることが望まれます。

Q7 - 2 平成17年度は、フォーラムの開催や事例集の発行などを予定しているのか。また、いつ頃実施されるのか。

A. 本プログラムは、選定された取組事例を広く社会に情報提供することで、今後の高等教育の改善に活用し、高等教育の活性化の促進を目的としていることから、平成17年度についても可能な限り情報提供等に努めていくこととしております。

なお、具体的なスケジュール等は、今後検討されることとなるため、現時点では未定です。

Q7 - 3 本プログラム選定委員会において、今後、選定した大学等の取組の状況調査を行うとのことだが、いつ頃、どのように行うのか。また、本調査は、大学の評価を行うためのものか。

A. 本調査は、あくまで本プログラムにおける審査・評価の方法の改善及び選定事業計画の実施状況の確認等のために行うものであり、大学の評価を行うためのものではありません。

なお、具体的なスケジュールは未定ですが、選定後、一定期間が経過したいくつかの取組（例えば大学改革推進等補助金による財政支援期間が終了した大学等の取組など）を対象に状況調査を行い、今後の審査・評価の方法の改善等に役立てることとする予定です。

8. その他

Q8 - 1 申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればよいのか。

A. 消印有効ではありません。定められた期間内に送付必着されないもの（提出期間以前に届いたものも含む）については、受け付けません。郵便事情での遅延は考慮できませんので、余裕をもって送付してください。

なお、期間内に持参することも可能です。

Q8 - 2 事前相談を行うことは可能か。

A. 申請内容についての事前相談を受けることはできません。ただし、申請書の記入方法や補助金の執行等については、随時質問を受け付けます。

Q8 - 3 次年度以降の公募時期はどういう予定か。

A. 次年度以降については、今年度のスケジュールを参考に検討する予定です。

Q 8 - 4 現代GPで設定されている6つのテーマは、来年度も実施するのか。

A . 来年度の公募テーマについては、予算との関係があり現時点ではどのようになるか分かりませんが、現代GPは、その時代における社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行っていることから、今後の社会情勢を踏まえ検討します。

Q 8 - 5 グッド・プラクティス（GP）とは、どういう意味なのか。

A . グッド・プラクティス（Good Practice）とは、近年、国際機関の報告書等において「優れた取組」という意味で幅広く使われている言葉です。

その頭文字を取り、各大学等が工夫を凝らし、他の大学等でも参考となる「優れた取組」が選定される「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の通称を「現代GP」としています。

9 . テーマ別

（地域活性化への貢献（地元密着型）・（広域展開型）共通事項）

Q 9 - 1 現在大学で計画している取組があるが、それは「地域活性化への貢献（地元密着型）」と「地域活性化への貢献（広域展開型）」の二つのテーマに関わってくると考えるが、そういったことを申請する場合はどうしたらよいか。また、取組の中には、市町村から補助金が交付されているものもあるが、その場合の対応はどうすればよいか。

A . 申請する取組をどのテーマに申請するかは、各テーマの趣旨・目的等をご覧になり各大学等で判断してください。

「地域活性化への貢献（地元密着型）」では、身近な地域社会と組織的に連携して地元に着した教育活動を展開する取組を選定します。身近な地域社会とは、取組を行う学部等の所在する市町村・特別区及びそれらに隣接する地域（1～3程度の自治体の範囲）を想定しています。

一方「地域活性化への貢献（広域展開型）」では、大学等が比較的広範な地域社会と組織的に連携して地方の特性を活かした教育活動を展開する取組を選定します。「比較的広範な地域社会」とは、取組の活動範囲として、相当数の市町村からなる地域、或いは都道府県、政令指定都市レベルの地域を想定しています。

また、申請した取組が選定された後、本補助金の交付の申請をする場合、申請する補助事業を他の補助金と混同して実施することはできません。

Q 9 - 2 「地域活性化への貢献（地元密着型）又は（広域展開型）」について、外部の機関等との連携はどのように記載したらよいか。外部の機関等から証明書を聴取する必要はあるのか。

A . どのように記載するかは、各大学等で判断してください。また、外部の機関等と連携する場合、その証明書をとるかどうかも各大学等の判断で実施していただければよく、申請書を提出する際に添付する必要はありません。

Q 9 - 3 「地域活性化への貢献（地元密着型）又は（広域展開型）」に申請する場合、社会人が対象に含まれているのだが、申請可能か。

A . 可能ですが、「学生教育の内容・方法の充実のため行う取組を選定し、支援を行う。」こととしているため、「学生教育の観点」をとり入れることが必要です（学生には、社会人学生も含まれます。）

Q 9 - 4 「地域活性化への貢献（地元密着型）又は（広域展開型）」について、この取組に関連する小学校、中学校、高等学校にネットワークを構築するため、当該学校に物品を置くことは可能か。

A . 選定された大学等が、本補助金で大学の教育改革を行うための事業に必要な物品を購入し、大学等以外で使用することは可能です。ただし、学外に購入物品等を設置する必要性や適切な管理が行えることができる理由書（学外経費使用理由書）を提出し、文部科学大臣の承認を得る必要があります。

（仕事で英語が使える日本人の育成）

Q 9 - 5 「仕事で英語が使える日本人の育成」へ大学院大学が、申請することは可能か。

A . 申請できます。

Q 9 - 6 公募要領に「専門職業テーマに基づく新しい方法による英語教育の展開」とあるが、「専門職業テーマ」とは具体的には何を指しているのか。

A . 具体的な職業を指しているものではありません。各大学等で自由に英語能力を必要とする職業分野を想定し、それに基づく人材育成の取組を検討していただいて結構です。

（人材交流による産学連携教育）

Q 9 - 7 インターンシップについて他の経費措置を受けているが、仮にそれに関連した取組が選定された場合、そのときは補助金の申請はどうすればよいのか。

A . 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により経費措置を受けている場合は、重複補助を避けるため、本プログラムとして経費措置を受けることはできません。

Q 9 - 8 「人材交流による産学連携教育」において、例えば、企業や行政機関の産学連携先の承諾書を申請書に添付する必要はあるか。

A . 申請書に添付は不要です。（様式2）「2 取組について」及び（様式4）「データ、資料等」に連携の状況を適宜、記載してください。

Q9 - 9 「人材交流による産学連携教育」において、「インターンシップ」の定義として、教員や医師・薬剤師等の専門職業人教育を行っている大学・学部が実施する学校や病院等での教育実習・臨床実習等を発展・高度化させた取組についても対象となるのでしょうか。

A . ここでいう「インターンシップ」には、教育実習、医療実習、看護実習など、特定の資格取得のシステムに組み込まれているものは、対象としていません。したがって教育実習等を発展・高度化する取組については対象としません。
ただし、教育学部、医学部、看護学部において行われるものであっても、特定の資格取得のシステムと連動しないものについて、これを排除するものではありません。

Q9 - 10 「人材交流による産学連携教育」において、「インターンシップ」と「インターンシップ以外の産学連携教育を組み合わせても良いか。

A . 組み合わせていただいてもかまいません。なお、財政支援の事業規模は、補助事業上限額36,000千円以内/年、補助金基準額24,000千円以内/年とすることを予定しています。

Q9 - 11 「人材交流による産学連携教育」において、連携先の中にはNPO法人は含まれるのか。

A . 専攻分野によっては、企業だけでなくNPO法人のほか行政機関や公益法人なども含まれます。インターンシップの実習先についても同様です。

Q9 - 12 「人材交流による産学連携教育」の「申請の条件等」には、「学生や企業に対し組織として対応しうる体制整備」とあるが、どういう意味か。

A . インターンシップをより推進していくためには、学生や企業の利便性を考慮して大学全体又は学部全体等での組織的な取組が必要であると考えています。そのため、本テーマの申請条件として「組織として対応しうる体制整備」が必要である旨を明記しています。体制整備は、大学等のカリキュラムに直結した実習計画の構築、インターンシップに関する学生や企業の相談に応じるような専門オフィスの設置等、大学等が積極的に関与して行うものなどが考えられます。また、体制整備と並んで、事前・事後教育等の充実については、インターンシップ準備段階における事前研修システムの構築、インターンシップ後の学生に対するフォローアップ体制の整備等が考えられます。

Q9 - 13 「人材交流による産学連携教育」の「趣旨・目的」には、「学部等を中心に行うインターンシップ」とあるが、対象は何か。

A . 原則として学部段階での取組を対象としております。このため大学院研究科単独の取組についての応募は対象としないこととしております。なお、申請の取組単位は、大学では学部単位、短期大学及び高等専門学校では、学科単位で行う取組です。

(ニーズに基づく人材育成を目指した e-Learning Program の開発)

Q9 - 14 e-Learning における申請の条件等において、「インターネット」と指定されているが、衛星通信や電話回線 (ISDN等) を利用したインターネット以外での取組は対象とならないのか。

A . 本事業においては、いつでもどこでも学習できることを前提として募集いたしますので、限定的な利用環境となるインターネット以外での取組は対象とは考えていません。

Q 9 - 1 5 e-Learning における申請の条件等において、「成果物については、サーバーに蓄積し、オンデマンドで提供できるよう権利処理を確立して行うことを前提とする。」となっているが、どういうことを求めているのか。

A . e-Learning のコンテンツをインターネットによりいつでもどこでも学生等に提供できるようにするためには、当該コンテンツをサーバー等に複製し蓄積することとなることから、開発段階から著作権等の権利処理を行っておくことが必要となるため、こうした前提条件を設定しています。

Q 9 - 1 6 e-Learning における申請の条件等において、「成果物であるコンテンツは文部科学省が一般公開を前提として、利用許諾を受ける権利を有することとする。」とのことであるが、どのような目的のためなのか。また、文部科学省のホームページから一般公開するのか。

A . 文部科学省が利用許諾を受けるのは、各大学等の優れた取組の成果物としてのコンテンツ情報を一元的に収集・提供（One Stop）できる体制を構築することにより、e-Learning コンテンツを広く一般にも公開し利用してもらうことにより、利用者の様々なニーズ等をフィードバックし、今後の大学等における e-Learning Program の開発及び展開のさらなる充実・発展に資するようにして、e-Learning による質の高い高等教育が提供できるよう、循環型の e-Learning システムを構築・推進していくために必要とするものです。

具体的な利用許諾の手续や一般公開の方法については、現在検討中ですが、各大学が独自にサーバーに蓄積して成果を利用した教育に活用していただくことが基本です。それに加えて、文部科学省としては、成果を広く利用してもらうために「独立行政法人メディア教育開発センター」との連携のもと、一般公開（閲覧のみの場合は無料を前提）することを考えています。

Q 9 - 1 7 e-Learning における申請の条件等において、「なお、選定機関に対しては、その必要に応じ、独立行政法人メディア教育開発センターの各種支援機能を通じたサポートを実施する。」とのことであるが、どのようなサポートを行うのか。

A . 「メディア教育開発センター」は、「大学、短期大学及び高等専門学校における多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発並びにその成果の普及等を行うことにより、大学等における教育の発展に資すること」を目的とした独立行政法人です。

選定機関が e-Learning Program を開発するにあたり、必要に応じて、著作権処理に関するノウハウや技術的なサポート等を行うこととしています。

Q 9 - 1 8 本補助事業の成果物としてのコンテンツは、文部科学省が利用許諾を受け、原則無料で一般公開するとのことであるが、自大学等が開発したコンテンツを利用して、自大学等の学生が単位を修得する場合に、授業料等を徴収することは可能なのか。

A . 各大学が独自にサーバーに蓄積して成果を利用した教育に活用していただくことが基本ですので、大学等が各自で作成したコンテンツを利用して学生が単位を修得する場合、当該学生から授業料等を徴収することを制限するものではありません。

なお、文部科学省が利用許諾を受け、一般公開する目的は、Q 9 - 1 6 の回答にあるとおり、循環型の e-Learning システムを構築・推進していくためです。

また、成果物であるコンテンツは原則無料で一般公開しますが、学生が単位を修得する場合は有料という具体的なイメージとしては放送大学が類似例といえます。（放送大学はテレビ等での放送授業の視聴は無料で、放送大学の学生として単位を修得する場合は授業料等が必要。）

Q 9 - 1 9 e-Learning における申請の条件等において、「メタデータ情報を付加する」とはどのようなことを意味しているのか。

A . 具体的には、LOM (Learning Object Metadata) [個々のコンテンツに、タイトル、概要、キーワード、分野、NDC分類、利用制限、ファイル形式、制作者、URLなど、統一的な形式で学習目的のために作成したメタデータをいう。] を付加することとしています。

ラーニング・オブジェクト (Learning Object)、LOM (Learning Object Metadata)

『 eラーニング用語集 』(日本イーラーニングコンソシアムホームページ (http://www.elc.or.jp/kihonyougoshu/yougo_top.htm) より引用

ラーニング・オブジェクト (Learning Object (LO)) とは、コンテンツやテストの学習教材を構成する基本単位を指します。例えば教材を各章ごとに独立させてオブジェクトと呼ばれるパッケージにすることで、受講者が自分に必要なもののみピックアップした eラーニングを受講することができます。またこのようなラーニング・オブジェクト (LO) をライブラリ化することで、学習者のニーズや学習段階に合わせた学習プロセスを柔軟に構築できます。

LOM は Learning Object (LO) に関するメタデータです。メタデータとは「データに関するデータ」で、対象となるデータの性質を記述するために用いられます。LOM の場合、対象となるデータ (LO) は、教育研修に使用されるデジタル、非デジタルリソースで、eラーニングコンテンツ、マルチメディアデータ、教育用ソフトウェア、教科書、問題集、集合研修など、教育研修に利用可能なあらゆるものが対象となります。

このような LO の性質を記述するために、LOM は以下のようなデータ項目から構成されています。

- ・一般：LO のタイトル、内容記述などの一般的情報
- ・ライフサイクル：LO の経歴状況やバージョン情報、LO の作成者の情報
- ・メタメタデータ：メタデータ自体の作成者や更新履歴の情報
- ・技術的事項：LO のデータ形式など技術的な特徴や実行環境条件などの情報
- ・教育的事項：LO の難易度、想定学習者、タイプ (解説文・図表・演習) など教育的特徴に関する情報
- ・権利：LO の知的所有権や利用条件の情報
- ・他オブジェクトとの関連：他 LO との関連 (前提・部分・派生、など) の情報
- ・注釈：LO の利用におけるコメントおよびコメント作成者・作成日に関する情報
- ・分類体系：LO がある特定の分類体系のどこに属するかの情報

LOM を使って、上記のような項目からなる LO データベースを作成しておく、必要な教育条件に合った LO を検索・抽出することが可能になります。LOM の応用として、カリキュラムや育成体系の記述、LO 再利用のためのリポジトリの構築、LO 流通のための属性情報記述、などを挙げるすることができます。

Q 9 - 2 0 市販の英語学習プログラムソフトを利用した教育を計画しているが、申請できるか。

A . 今回の e-Learning は、大学等が個々の特徴を生かした教育改革に必要な e-Learnig コース開発を支援することを目的としています。その際、大学の企画による開発を企業に委託することができます。しかし、単なる市販ソフトを利用しただけの取組は馴染みにくい感じがします。ご検討中の教育の具体的な取組の内容が分かりませんので明確に回答できませんが、提供していただく市販ソフトが申請の条件 (公開や権利処理の点等) を満たしているのであれば審査の対象となりますが、最終的に申請を行うかどうかについては、各大学等においてご判断願います。

Q9 - 2 1 申請時点では、著作権処理をどこまで処置すればいいのか。

また、この著作権契約は、教材に含まれる著作物についての契約か、あるいは今回の公募にて作成する教材そのものの著作権についての契約か、どちら（あるいは両方）を意味するのか。

A . e-Learning のコンテンツをインターネットによりいつでもどこでも学生等に提供できるようにするためには、当該コンテンツをサーバー等に複製し蓄積することとなることから、開発段階から関係する著作権等について権利処理を行っておくことが必要となるため、こうした前提条件を設定しています。

なお、既製品のコンテンツや教材を新たに開発するコンテンツに組み入れる場合には、既製品のコンテンツや教材を無償で利用できる権利と新たに開発するコンテンツの創作に利用するための権利処理に係る契約が必要であり、特にオリジナルの著作権が海外の会社にあるようなコンテンツや教材は権利処理等が複雑かつ困難になる場合もありますので、ご留意願います。

Q9 - 2 2 利用許諾について

コンテンツの利用許諾契約は、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」の第二十五条に基づいて、大学が有償にて、学生に提供をしてもよいか。

本事業で制作したコンテンツは、すべて利用許諾契約が必要か。

本事業で利用する汎用的なアプリケーションは、利用許諾の適用外か。また、本事業のためにアプリケーションをカスタマイズした場合も、適用外か。

A .

成果物であるコンテンツについては、各大学が独自にサーバに蓄積して成果を利用した教育に活用していただくことが基本ですので、大学等が各自で作成したコンテンツを利用して学生が単位を修得する場合、当該学生から授業料等を徴収することを制限するものではありません。

文部科学省が利用許諾を受けるのは、各大学等の優れた取組の成果物としてのコンテンツ情報を一元的に収集・提供（One Stop）できる体制を構築することにより、e-Learning コンテンツを広く一般にも公開し利用してもらうことにより、利用者の様々なニーズ等をフィードバックし、今後の大学等における e-Learning Program の開発及び展開のさらなる充実・発展に資するようにして、e-Learning による質の高い高等教育が提供できるよう、循環型の e-Learning システムを構築・推進していくために必要とするものです。

したがって、本事業の成果物であるすべてのコンテンツについて一般公開を前提として、文部科学省が利用許諾を受ける権利を有することを前提に公募するものです。

本事業で利用する汎用的なアプリケーションの利用許諾については、基本的には不要と考えられますが、当該アプリケーションの利用許諾がないとコンテンツにアクセスできないなどの制限が課される場合などは、コンテンツは一般公開を前提とするという条件を満たさないことも考えられますので、本事業における申請の条件が満たされますよう適宜適切にご対応願います。

Q9 - 2 3 e-Learning における申請条件等において、「人材育成を促進するために、恒常的に実施する必要がある重要な取組であって、正規の教育課程にはなりにくい取組を申請する場合」とあるが、どのようなものを対象とするのか。

A . 例えば、正規の教育課程を効果的に学習させるための高校レベルの補習教育や留学生に対する日本語等の予備教育等といったものも考えられますが、申請の際には、実施の必要性について申請書類に十分な記述をしていただくこととなります。

Q 9 - 2 4 申請書類の（様式 3）及び（様式 4）に記述する内容として特に注意すべき点は何か。

A . e-Learning コースに関する具体的な内容（コース数、学習者数の見込みを含む。） e-Learning Program の開発及び運用に関する実施体制・評価体制、オンデマンド、著作権及びメタデータ等、公募要領の「申請の条件等」に記載している事項についても、その考え方を記述いただくこととなります。

Q 9 - 2 5 本補助金で e-Learning を実施するために必要な設備の整備を中心に行ってもよいか。

A . 必要な設備の整備を妨げるものではありませんが、今回公募を行う取組は、主に e-Learning Program のコース開発に重点を置いた取組を考えております。

4. 事業に係る経費

(1) 平成17年度の申請経費

- (記入上の注意)
1. 分担金配分予定がある場合は、金額欄に内数()書きで記入して下さい。
積算内訳欄は、主となる大学等と区分して(外数で)記入して下さい。
 2. 積算内訳欄の【 】の箇所には、大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)取扱要領
 - 5.(2)の補助対象経費の表の「内訳」欄の費目を記入して下さい。
 3. 積算内訳欄の事項については、できる限り申請書における関連箇所を記載して下さい。

申請額		申請額の内訳	
		補助金基準額	その他の経費
+ (千円) *, ** *		(千円) *, ** *	(千円) *, ** *
経費区分	金額(千円)	積算内訳	
<設備備品費>	*, ** *	【設備備品費】 * , ** *千円 システム一式 * , ** *千円 サーバ * , ** *千円 ネットワーク * , ** *千円 据付料 * , ** *千円 【申請書 頁 ~ 行関連】	
<旅費>	*, ** * (** *)	【国内旅費】 * , ** *千円 会議(人× 回) * ** 千円 【申請書 頁 ~ 行関連】 実地調査(人) * ** 千円 【申請書 頁 ~ 行関連】 【外国旅費】 * , ** *千円 シンポジウム出席(人) * ** 千円 【申請書 頁 ~ 行関連】 海外調査(人) * ** 千円 【申請書 頁 ~ 行関連】	
<人件費>	** *	(分担金配分予定(大学)) 【国内旅費】 * ** 千円 実地調査(人) * ** 千円 【申請書 頁 ~ 行関連】 セミナー講師旅費(回) * ** 千円 【申請書 頁 ~ 行関連】	
<事業推進費>	*, ** * (** *)	【謝金】 * ** 千円 会議出席謝金(人× 回) * ** 千円 【申請書 頁 ~ 行関連】 資料整理(人× 日) * ** 千円 【会議費】 * ** 千円 会議(回) * ** 千円 【申請書 頁 ~ 行関連】 フォーラム(回) * ** 千円 【申請書 頁 ~ 行関連】 【借料・損料】 * , ** *千円 コンピュータ借料(千円× 台) * , ** *千円 【消耗品費】 * ** 千円 (分担金配分予定(大学)) 【会議費】 * ** 千円 セミナー(回) * ** 千円 【申請書 頁 ~ 行関連】	
<その他>	0		
合計	** , ** * (** *)		

(2) 事業全体に係る申請予定額

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
申請額 (千円)	** , ** * (** *)	** , ** * (** *)	** , ** * (** *)		** , ** * (* , ** *)